

議会運営委員会会議録

平成18年9月21日(木)

(開 会) 16:14

(閉 会) 16:23

○ 委員長

ただ今から、議会運営委員会を開会いたします。

おはかりいたします。川上委員の代わりに楡井議員、そして佐藤委員欠席のため藤本議員を、本委員会として代替りの出席を求めたいと思います。それでは、委員外議員として出席を求めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。

「議会の運営について」「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。

「地方自治法第129条の規定による、議長の職権による発言取り消しについて」を議題といたします。

○ 議長

本会議終了後に、議長斡旋として、川上議員のところの代表者、楡井議員と、道祖議員のところの代表者、岡部議員との議長斡旋をさせていただきましたけれど、不調に終わりました。先ほど申し上げましたように。それで、動議を提出されるということで、皆さん方に大変お時間をとらせて参りましたが、再度、議長といたしましては、動議ではなくして、議長職権を使わせていただきたい、このようにいたしました。その中身については、お手元にあるかと思いますが、川上議員の発言に「目尾に工業団地を作りかかっているわけですね」というところから、最後の「申告義務は自動的に消滅することになります」、これまでを、議長職権として取り消しをいたします。そのことに、ご同意を願いたいと思います。

○ 委員長

次に、取り消し内容、及びその取り扱いについて、事務局に説明させます。

○ 議会事務局長

ただ今、議長が発言されました、議長職権により取り消しについてでございます。これが議会運営委員会のほうでご承認いただければ、本会議再開後、直ちに議長において、議長職権による発言取り消しをしていただければ、と考えております。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井議員

失礼します。共産党の楡井です。この職権で、議長が発言された後に、質問とか賛否の態度表明とか、こういうことはできますでしょうか。

○ 議会事務局長

議長の取り消し命令につきましては、秩序維持権に基づいておりますので、異議を認める規定はございません。ご異議は、異議があっても、議長はそれを無視できるということでございますので、基本的に異議は申し立てられないということでございます。あくまでも議長の職権で行われるということでございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 16:18

再 開 1 6 : 2 2

○ 委員長

それでは、委員会を再開いたします。

ただ今、議長、そして事務局からの説明があったとおりに進行させていただくことに賛成の議員は、挙手お願いいたします。

(挙 手)

賛成多数。よって、そのように決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

おはかりいたします。「議会の運営について」「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件については、継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、委員会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。